

# 青森県報

第九百三十二号

平成十三年八月三日(金曜日)

## 目次

### 規則

○青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例施行規則の一部を改正する規則……………(構造政策課) ……一

### 告示

○広域連合の規約の変更……………(市町興課) ……二

○産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請……………(環境政策課) ……二

○家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……三

○森林法第百八十九条の規定による告示及び掲示……………(林政課) ……三

### 公告

○土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) ……三

○右 同……………(同) ……三

○新規土地改良事業施行の認可……………(同) ……三

○土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……三

○県営土地改良事業計画変更の決定……………(同) ……四

### 出先機関

○土地改良区の役員の就任……………(上北地方農林水産事務所) ……四

### 公安委員会

○型式の検定適合遊技機……………(生活安全課) ……四

○風俗営業の営業時間の延長ができる日等……………(同) ……五

### 雑報

○平成十二年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成十三年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第一号)ほか一件の要領……………(新産業都市建設事業団) ……五

## 規則

青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年八月三日

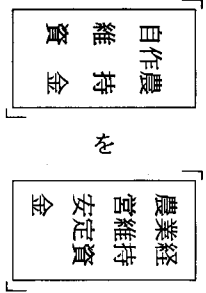
青森県知事 木村守男

青森県規則第七十四号

青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例施行規則の一部を改正する規則

青森県農林漁業災害経営資金融通助成条例施行規則(昭和五十三年四月青森県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の別紙二中「被苦農業者別の農業経営 資金、自作農維持資金等資金需要調査書」を「被苦農業者別の農業経営資金、農業経営維持安定資金需要調査書」とし、



附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

青森県告示第四百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第三項の規定により、津軽広域連合の規約の変更の届出を平成十三年七月十八日受理したので、同条第五項の規定により公表する。

平成十三年八月三日

青森県知事 木村守男

青森県告示第四百六十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百七十七号）第十五条の二の四第一項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十三年八月三日

青森県知事 木村守男

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称

東北産業廃棄物株式会社

2 住所

青森市大字鶴ヶ坂字田川七一の二五一

3 代表者の氏名

代表取締役 佐々木 伸松

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

青森市大字鶴ヶ坂字田川七一の四五外

三 産業廃棄物処理施設の種別

産業廃棄物の最終処分場（管理型）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第二条第十三号に規定する廃棄物、廃石綿

五 申請年月日

平成十三年四月十三日

六 申請書及び産業廃棄物処理施設を変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧

1 場所

青森県環境生活部環境政策課

2 期間

青森市役所

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

七 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十三年九月十七日

2 提出先

〒〇三〇一八五七〇 青森市長島一丁目の一

3 記載事項

青森県環境生活部環境政策課

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(三) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(四) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(五) 意見書の提出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所

- (二) 意見書の提出の対象となる産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類
- (三) 意見

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

青森県告示第四百六十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十三年八月三日

青森県知事 木村 守 男

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所は	発生日
ヨーネ病	牛	患畜	一	又北郡上北町大字大浦字井尻九八	平成 三・七・二九

青森県告示第四百六十四号

平成十三年六月二十一日農林水産省告示第八百一十一号で保安林に指定した旨告示された次の一の森林について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定により、次の二及び三のとおりその通知の内容及び同条の規定による掲示をした旨を告示する。

平成十三年八月三日

青森県知事 木村 守 男

一 保安林指定森林の所在場所及び森林所有者氏名

保安林指定森林の所在場所	森林所有者氏名
黒石市大字袋字平山五四の三及び五四の四	西谷 忠利

二 保安林指定森林の通知の内容

青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いている関係書類のとおり。森林法第八十九条の規定による掲示

平成十三年八月三日黒石市役所に掲示した。



土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、荒屋平土地改良区の定款の変更を平成十三年七月二十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十三年八月三日

青森県知事 木村 守 男

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、赤沼土地改良区の定款の変更を平成十三年七月二十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十三年八月三日

青森県知事 木村 守 男

新規土地改良事業施行の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、廻堰大溜池土地改良区が新たに行う次の土地改良事業の施行を平成十三年七月二十七日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十三年八月三日

青森県知事 木村 守 男

一 事業名 基盤整備促進  
二 地区名 上藤森

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、赤沼土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十三年七月二十七日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十三年八月三日

青森県知事 木村守男

事業名 維持管理

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、南津軽地区の県営土地改良事業（広域営農団地農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十三年八月三日

青森県知事 木村守男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十三年八月六日から同月三十一日まで

三 縦覧の場所

黒石市役所

浪岡町役場

尾上町役場

平賀町役場

大鰐町役場

常盤村役場  
田舎館村役場

出先機関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、下砂土路土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十三年八月三日

上北地方農林水産事務所長 工藤洋一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理事	小笠原秀文	上北郡上北町大字大浦字館野七の一	平成一三・三・六

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十三年八月三日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

雑報

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	新綱取物語V	株式会社平和
回胴式遊技機	ファイバーキング	株式会社ダイド
同 右	ハナフダ	同 右
同 右	ファイアーセレクション	株式会社ミズホ
同 右	コンチ4X	アルゼ株式会社

青森県公安委員会告示第四十三号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号）第四条第一項第三号、同条第二項及び同条第三項の規定により、祭礼その他特別の行事の行われる日及び営業時間の延長を認める地域を次のとおり定めるので、同項の規定により告示する。

平成十三年八月三日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

行 事	祭礼その他特別の行事の行われる日	営業時間の延長を認める地域
三沢まつり	平成十三年八月二十五日から同月二十七日まで	三沢市
十和田市秋まつり 勇壮南部駒踊り	平成十三年九月八日から同月十日まで	十和田市

青森県事業団公告第三号

平成十三年七月青森県新産業都市建設事業団理事会第百五十一回定例会の議を経た平成十二年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成十三年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第一号）ほか一件の要領を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百十二条第一項及び同法第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成十三年八月三日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 木 村 守 男

## 平成12年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	
1 分担金及び金	1 負担金	15,122,000	15,122,000	15,122,000	0	0	0
		79,000	79,139	79,139	0	0	139
		79,000	79,139	79,139	0	0	139
2 財産収入	1 財産運用収入	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	0	0
		5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	0	0
3 繰入金	1 繰入金	8,723,000	8,723,286	8,723,286	0	0	286
		8,723,000	8,723,286	8,723,286	0	0	286
4 繰越金	1 繰越金	37,077,000	37,078,922	37,078,922	0	0	1,922
		4,496,000	4,496,940	4,496,940	0	0	940
		22,000	22,982	22,982	0	0	982
5 諸収入	3 会館管理収入	32,559,000	32,559,000	32,559,000	0	0	0
		66,001,000	66,003,347	66,003,347	0	0	2,347
歳入	合計	66,001,000	66,003,347	66,003,347	0	0	2,347

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業団費		66,001,000	52,876,565	0	13,124,435	13,124,435
	1 事業団運営費	66,001,000	52,876,565	0	13,124,435	13,124,435
歳出	合計	66,001,000	52,876,565	0	13,124,435	13,124,435

平成12年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 事業収入		32,561,000	32,568,097	32,568,097	0	0	7,097
	1 臨海収入	21,207,000	21,210,101	21,210,101	0	0	3,101
	2 市川収入	10,389,000	10,391,492	10,391,492	0	0	2,492
	3 百石収入	965,000	966,504	966,504	0	0	1,504
歳入	合計	32,561,000	32,568,097	32,568,097	0	0	7,097

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 事 業 支 出		32,561,000 円	31,677,775 円	0 円	883,225 円	883,225 円
	1 臨 海 事 業 費	21,207,000	20,673,225	0	533,775	533,775
	2 市 川 事 業 費	10,389,000	10,041,550	0	347,450	347,450
	3 百 石 事 業 費	965,000	963,000	0	2,000	2,000
歳 出 合 計		32,561,000	31,677,775	0	883,225	883,225



平成13年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計  
補正予算 (第1号)

平成13年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,758千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,195千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 1	千円 78	千円 79
	1 財産運用収入	1	78	79
3 繰入金		9,445	△6,445	3,000
	1 繰入金	9,445	△6,445	3,000
4 繰越金		1	13,125	13,126
	1 繰越金	1	13,125	13,126
歳入合計		54,437	6,758	61,195

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業団費		千円 54,437	千円 6,758	千円 61,195
	1 事業団運営費	54,437	6,758	61,195
歳出合計		54,437	6,758	61,195

平成13年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計  
補正予算 (第1号)

平成13年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ909千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,939千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 21,030	千円 909	千円 21,939
	1 臨海収入	13,958	561	14,519
	2 市川収入	7,070	348	7,418
歳入合計		21,030	909	21,939

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 21,030	千円 909	千円 21,939
	1 臨海事業費	13,958	561	14,519
	2 市川事業費	7,070	348	7,418
歳出合計		21,030	909	21,939